

○鳥取県環境美化の促進に関する条例第13条第1項の区域を定める規則

平成25年7月2日
鳥取県規則第59号

鳥取県環境美化の促進に関する条例第13条第1項の区域を定める規則をここに公布する。

鳥取県環境美化の促進に関する条例第13条第1項の区域を定める規則

鳥取県環境美化の促進に関する条例(平成9年鳥取県条例第15号)第13条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる市町村の区域とする。

- (1) 鳥取市
- (2) 米子市
- (3) 倉吉市
- (4) 岩美郡岩美町
- (5) 八頭郡八頭町
- (6) 東伯郡湯梨浜町及び琴浦町
- (7) 西伯郡日吉津村
- (8) 日野郡日野町

附 則

この規則は、公布の日から施行する。